



## いじめの認知と対応

先週、新聞の1面に大きく報じられた、いじめの「認知件数」について書かせてもらいます。文部科学省と山梨県教育委員会は、2019年度の学校におけるいじめの認知件数が、全国も山梨県内も過去最高の認知件数であると発表しました。この報道を見ると、今、学校には、いじめが横行していると受け止められた方もいたのではないかと思います。過去最高の認知件数になったのには、次の理由があるのです。

### 1 いじめの定義が見直され、定着してきたこと

いじめの定義は、何度かの変遷を経て、平成25年9月に出された「いじめ防止対策推進法」によって、現在では次のように定められています。



児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

簡単にいうと、言葉や態度や行為によって、**いじめられたとその子が感じれば、いじめが行われたと認めるといこと**です。つまり、いじめた側にその気があったかどうかは問題ではなく、いじめられた側の立場で考えるということです。文部科学省によるいじめとされる関係の事例です。

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この事例のAの行為は、定義に照らすと、いじめに該当するとされています。

### 2 教職員（学校）が、いじめの定義に照らして、いじめを積極的に認知するようにしていること

文部科学省は、**いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いている**ことの証であると考えています。いじめを正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だとしています。反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃しているのではないかと心配しています。さらに、いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知（結果として認知件数は増える）し、早期対応を行っている」ことを伝えることも指示しています。

つまり、教職員がいじめの定義に照らして、小さいいじめ（語弊があります）も見逃さず、認知件数としてあげていること = それまでよりも網の目を細かくしたことが、認知件数が増加した理由です。



本校は「いじめ防止基本方針」を定め、毎年4月に教職員全員で確認しています。今年度は、PTA総会ができませんでしたので、保護者の皆さんに説明の機会をもてていませんが、ホームページ【学校のひろば】に掲載していますので、ご覧ください。その中の一つの取り組みとして、子どもたち全員に、毎学期、アンケートを実施しています。その中で「いじめられた」と記入してあるものをいじめと認知し、丁寧に対応し、指導をし、解決をしてきています。

またそれだけでなく、子どもたちから訴えのあったものや、訴えはないとしても、子どもたちの気になった言動や、トラブルなどを、担任はもとより、教職員が見聞きしたものを伝えあい、子どもたちに話を聞きながら指導してきています。

前号にも書きましたが、保護者の皆さんにお願いしたいのは、自分の子どもに限らず、気になるようなことを見聞きした場合は、**担任や学校に情報をお寄せいただきたい**ということです。情報をいただいた場合は、担当の教職員で情報を共有し、対応をしていきます。**情報をいただいた方の名前を明かすことは絶対にいたしません**。「〇〇さんのお母さんから聞いたのだけど…」などと、子どもたちやその保護者に言うことは絶対にありません。いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、よろしくお願いします。

<写真…24時間子どもSOSダイヤル> 内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省が、子どもたちが全国どこからでも、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう全都道府県に設置したダイヤルです。関係の文書は、今年度すでに配付してあります。2015年・2016年度のポスターの作成には、趣旨に賛同した「乃木坂46」が、無償でその肖像を提供しています。

## 大人に伝え、助けを求め、解決しようとすることは「チクリ」ではない

…「チクリ」「チクリ」とは、「告げろ」「告げろをする」ことの隠語に当たります。  
「チクリ」「チクリ」とは、わざと相手を陥れるために告げろをすることです。

子どもが他の子とのトラブルを教師に訴えてきたら、もちろん教師はその話の内容を丁寧に聞きます。ただ、片方の子の言うことの全てを鵜呑みにはしません。必ず双方別々に話を聞き、事実を確認してから対応します。事実にもとづいて話をし、そこにわだかまりが残らないように対応していきます。



保護者の皆さんも、自分の子の訴えだけで事実を判断せず、気になる情報は担任や学校にお知らせいただき、しばらくは担任にお任せください。学級・学年が違ってても、担任どうしで事実を確認して対応します。その子の思い込みであったり、相手との思いがすれ違っていたりする場合がよくあるのです。

友達が困っているとき、友達がよくないことをしているとき、それを自分の力がまだ足りずに解決できない場合に、**教師に伝え、教師に助けを求め、解決しようとする**ことは、**チクリではありません**。教師に伝えても、すぐには解決できない場合もあります。しかし、教師の気付かないところで起きていることを、教師が情報として持っているとき、教師は意識して、その情報の人間関係を見ていきます。そして、その場面に出会えば「ちょっと今のはおかしいんじゃないの」と教師が見つけたという形で指導することもできます。

**自分で解決できないとき、教師の力を借りて解決することは、決して恥ずかしいことでも何でもありません。もちろんチクリではありません**。自分のこと、友達のこと、解決が難しいときは、教師（担任でなくても構いません）に相談してほしいと思います。保護者に相談があったときは、教師にも情報を入れていただきたいと思います。前述しましたが、情報をいただいた方の名前を明かすことは絶対にしません。

子どもが力をつけ、自力で解決できるまで、教師は力を貸します。子どもたちには、教師の力をたくさん借りて、困難なことでも乗り越えてほしいと思っています。